

教科「公共」における法教育について

— 高等学校学習指導要領の分析から —

Law-Related Education in High School Subject "Public"

— An Analysis of the Government Curriculum Guidelines of Japan for High School —

坂本一也*, 上野友也*

SAKAMOTO Kazuya*, KAMINO Tomoya*

[キーワード Keyword] 「公共」, 法教育, 高等学校公民科, 学習指導要領, 法的価値, 法的なものの考え方

[所属 Institution] *岐阜大学教育学部 (Faculty of Education, Gifu University)

[要旨 Abstract] 2022年度から高等学校において「公共」が全面実施された。従来の「現代社会」を継承したものとされるが、その特徴の一つとして「法」に関わる内容への言及が増加したことが挙げられる。こうした特徴は、近年展開されてきた「法教育」との密接な関連性を想起させるものである。そこで、本稿では、「公共」において法教育をどう展開すべきかについて考えることにした。まず、「公共」において法に関わる内容を学習指導要領および同解説の分析から整理したところ、契約など私法に関わる内容への言及が増加したものの、憲法に関わる内容が減少していたことが明らかになった。次に、法教育の目的とそこで取り上げられる内容の関係性について確認した。この関係性に基づいて、「公共」における法教育のあり方と課題について検討を行い、「公共」は法教育により親和的な内容となっているが、課題として問題解決に当たって判断の基準となる価値とそれらの相互関係が不明確であること、法教育で求められる法的なものの考え方の内容が乏しく、その涵養が困難であることを指摘した。

1. はじめに

2018年3月に全面改訂された『高等学校学習指導要領（平成30年告示）』（以下、『指導要領』）に従い、高等学校公民科では「現代社会」が廃止され、「公共」が必修科目として新設された¹。2019年度からの3年間の移行期間を経て、2022年度から実施されている。『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 公民編』（以下、『指導要領解説』）によれば、「公共」は「現代社会」で行われてきた実践を継承するものとされ²、「現代社会」の鍵概念であった「幸福、正義、公正」や「個人の尊重」は、その取扱いは異なるものの、維持されている。他方で、「公共」（のみならず「公民」）の目標には、「国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことの大切さ

¹ 「公共」という科目の設置の契機は、自民党が2010年の参議院議員通常選挙における政策集「J-ファイル2010（マニフェスト）」の「212 世界トップレベルの学力と規範意識を兼ね備えた教育」の題目の下で「道徳教育や市民教育、消費者教育等の推進を図るため、新科目『公共』を設置します。中学・高校でボランティア活動やインターンシップを必修化し、公共心や社会性を涵養します」としたことにある。また、2012年衆議院議員総選挙における自民党の「J-ファイル2013 総合政策集」においても、「296 規範意識を養う教育の推進と新科目『公共』の設置」の題目の下、道徳教育の教科化とともに、「高等学校において社会参加や消費者教育等の推進を図るため、高校において新科目『公共』を設置する」としていた。その後、2014年11月に下村博文文部科学大臣（当時）が次期学習指導要領等の在り方を中央教育審議会に答申し、2015年8月に教育課程企画特別部会が「論点整理」（答申素案）（https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2015/12/11/1361110.pdf）（以下、本稿におけるWeb上の情報は2023年1月6日に参照）において「公共」の設置構想が提示された（「論点整理」36頁）ことから新設されるに至った。このように「公共」の新設それ自体は道徳教育・規範教育を進める自民党の教育政策に基づいたものであったといえよう。吉村朋代「新しい公民科目と『法教育』—主権者教育・シティズンシップ教育との関係と課題—」『広島国際大学教職教室教育論叢』7号（2015）36-38頁、君塚正臣「高等学校新科目『公共』と法教育に関する覚書 —入試科目としての対応も含めて—」『横浜国際社会科学研究』24巻1号（2019）5頁参照。

² 文部科学省（文科省）『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 公民編』（東京書籍、2019）29頁。

についての自覚などを深めること」が追加されるなど、異なる点も数多くみられる³。そうした点の一つとして「法」に関わる内容への新たな言及が挙げられる。例えば、「多様な契約及び消費者の権利と責任」、「法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決すること」が加えられている。『指導要領解説』の「改訂の経緯」において、「生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境」が急速に変化し、「予測困難な時代を迎える中で」、公職選挙法改正により2016年6月から選挙権年齢が、民法改正により2022年4月から成年年齢が18歳へと引き下げられたことから、「高校生にとって政治や社会は一層身近なものとなるとともに、自ら考え、積極的に国家や社会の形成に参画する環境」が整いつつあるとされる⁴。こうした社会状況の変化に対応した資質・能力の涵養が求められたためであると考えられる。

ところで、大学などで行われる法曹養成のための「法学（臨床）教育(Legal Education)」とは異なり、学校教育の中で子どもたちが法や司法について学ぶことは「法教育(Law-Related Education)」と呼ばれる。この法教育について確立した定義はないものの、一般的には、「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育」であり、「法律の条文や制度を覚える知識型の教育ではなく、法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育であること、社会に参加することの重要性を意識付ける社会参加型の教育である」⁵こととされる。こうした法教育はこれまでも行われてきたが、法に関わる内容への新たな言及がみられる「公共」との密接な関連性を想起させる。では、「公共」において法教育はどのように位置づけられ、どう実践されるべきであろうか。

本稿では、こうした問題意識の下、「公共」において法教育をどう展開すべきかについて考えることにしたい。そこで、まず、「公共」の目標や内容を概観し、特に、法に関わる内容について『指導要領解説』を中心に整理する。次に、法教育の目的・内容について確認し、その上で、「公共」における法教育のあり方と課題について若干の検討を行う。なお、法に関する内容は「公共」を踏まえて指導される「政治・経済」においてより詳細に取り上げられるが、高等学校等への進学率が約99%に及ぶ現在、必修科目で学ぶ内容が（教科としても）「公民」にとって必要なものであると考えられることから、「公共」を検討対象とする。

2. 「公共」の目標と内容

2.1. 「公共」の目標と育成を目指す資質・能力

今回の『指導要領』の改訂は、2016年12月の中央教育審議会による「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（以下、答申）を踏まえたものである。この答申では、これまでの学校教育が育成を目指してきた「生きる力」⁶を具体化し、育成を目指す資質・能力は、「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」、「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）」、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）」の3つの柱に整理された。また、子どもたちがこうした資質・能力を育み、将来

³ 栗田佳泰「『公共』における主権者教育、愛国心教育、憲法教育—憲法パトリオティズムとリベラル・ナショナリズム、それぞれの視座から—」『法制理論』51巻3・4号(2019)1-2頁。

⁴ 文科省『指導要領解説』1, 27頁。

⁵ 法務省法教育研究会「(報告書)我が国における法教育の普及・発展を目指して—新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手ははぐくむために—」(2004年11月4日)2頁(<http://www.moj.go.jp/content/000004217.pdf>)。なお、この報告書において、“Law-Related Education”という用語の由来として引用されたアメリカの1978年法教育法(Law-Related Education Act of 1978, P.L.95-561)は法改正により削除され、現在の統一法典には「法教育(Law-Related Education)」の語は存在しない。その後、この用語に代わって主権者教育を実施する「市民教育(civic education)」に再編されたとする。岡田順太「主権者教育と法教育—政治参加の模擬体験を通じて」『白鷗法学』22巻1号(2015)160-163頁。

⁶ 「生きる力」とは、変化の激しいこれからの社会を生きていくために必要な資質・能力の総称であるとされている。中央教育審議会第一次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」(1996年7月)22-23頁。

にわたって能動的に学び続ける（探究を深める）ことができるよう「主体的・対話的で深い学び」（アクティブ・ラーニング）の視点に立った授業改善が求められた⁷。この答申を受けて、「基礎的・基本的な『知識及び技能』の確実な習得」, 「『社会的な見方・考え方』⁸を働かせた『思考力, 判断力, 表現力等』の育成」, 「主権者として, 持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の涵養やよりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度の育成, 現代社会に生きる人間としての在り方生き方の自覚の涵養」の観点から教科・科目の目標, 学習内容, 学習指導について改善等がなされた⁹。公民科および「公共」の目標, 育成を目指す資質・能力の3つの柱は下記の表1の通りである¹⁰。なお, 下線は「公共」の特徴を示すものである。

表1 高等学校公民科・公共の目標と育成を目指す資質・能力

	目標（全体）	知識及び技能	思考力, 判断力, 表現力等	学びに向かう力, 人間性等
高等学校公民	社会的な見方・考え方を働かせ, 現代の諸課題を追究したり解決したりする活動を通して, 広い視野に立ち, グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を次のとおり育成することを目指す。	選択・判断の手掛かりとなる概念や理論及び倫理, 政治, 経済などに関わる現代の諸課題について理解するとともに, 諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。	現代の諸課題について, 事実を基に概念などを活用して多面的・多角的に考察したり, 解決に向けて公正に判断したりする力や, 合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論する力を養う。	よりよい社会の実現を視野に, 現代の諸課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに, 多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される, 人間としての在り方生き方についての自覚や, 国民主権を担う公民として, 自国を愛し, その平和と繁栄を図ることや, 各国が相互に主権を尊重し, 各国民が協力し合うことの大切さについての自覚などを深める。
公共	人間と社会の在り方についての見方・考え方を働かせ, 現代の諸課題を追究したり解決したりする活動を通して, 広い視野に立ち, グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を次のとおり育成することを目指す。	現代の諸課題を捉え考察し, 選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論について理解するとともに, 諸資料から, 倫理的主体などとして活動するために必要となる情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。	現実社会の諸課題の解決に向けて, 選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理を活用して, 事実を基に多面的・多角的に考察し公正に判断する力や, 合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論する力を養う。	よりよい社会の実現を視野に, 現代の諸課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに, 多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される, 現代社会に生きる人間としての在り方生き方についての自覚や, 公共的な空間に生き国民主権を担う公民として, 自国を愛し, その平和と繁栄を図ることや, 各国が相互に主権を尊重し, 各国民が協力し合うことの大切さについての自覚などを深める。

このように, 「公共」では, 「倫理, 政治, 法, 経済などに関わる現代の社会的な事象等について分析, 考察する際に働かせる多様な視点（概念や理論など）」に基づいた「人間と社会の在り方についての見方・考え方」を働かせて, 「よりよい社会の実現」のために, 「現実社会の諸課題の解決に向けて」, 「公正に」選択・判断する活動や合意形成を目指す議論を通じて, 「公共的な空間」¹¹に生きる「公民としての資質・能力」

⁷ 文科省『指導要領解説』3-4頁。なお, 中央教育審議会「幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（2016年12月）27-31, 49-52頁も参照。

⁸ 「社会的な見方・考え方」とは, 社会科, 地理歴史科, 公民科の特質に応じた見方・考え方の総称するものであり, 「課題を追究したり解決したりする活動において, 社会的な事象等の意味や意義, 特色や相互の関連を考察したり, 社会に見られる課題を把握して, その解決に向けて構想したりする際の『視点や方法（考え方）』である」とされる。文科省『指導要領解説』7頁。

⁹ 同上8-9頁。

¹⁰ 文科省『高等学校学習指導要領（平成30年告示）』（東山書房, 2019）79頁, 同『指導要領解説』21-25, 27-34頁。

¹¹ 「公共的な空間」とは, 「地域社会あるいは国家・社会などにおける人間と人間とのつながりや関わり並びにそれによって形成される社会システムそのものの両者を合わせ表した場」であるとする。同上34頁。この用語に対して, 「価値中立的で」あり, そこに公権力が存在していないかのような記載となっていることへの批判がある。森下一成「公共的な空間」における公権力の不在あるいは意図的な忘却—平成30年度高等学校学習指導要領「公共」における「公共的な空間」に関する記述をもとに—『未来の保育と教育—東京未来大学保育・教職センター紀要—』5号（2018）101-106頁。森下によれば, その空間の構成員は法的に平等であることが前提となっており, 「各人が議論を尽くせば予定調和たる『よりよい社会』が訪れるかのように描かれている」が, 実際には事実上の格差があ

を育成することを目標としている。その際の選択・判断の基礎となる概念的な枠組みとしては、現代社会でも言及されていた「幸福、正義、公正など」が挙げられている。こうした考察や選択・判断する視点や方法は、「倫理的主体、法的主体、政治的主体、経済的主体などとして活動」できるように、単なる知識としてだけでなく、現実社会の諸課題について考察、選択・判断したことを、論理的に示し、他者との議論を行うことなどによって涵養することが求められていると考えられる。したがって、この目標からすれば、「公共」は知識よりも「よりよい社会の構築に向けて課題の解決のために選択・判断するための視点や方法(考え方)」や「社会の課題(主題)の解決のあり方について、選択・判断するための基準」を活用できること、「生徒が社会の変化に対応して考察することのできる」(倫理的・法的・政治的・経済的)主体として育つことを目的とした主権者教育に関わる教科といえよう¹²。

2.2. 「公共」の内容¹³—科目の構成と法に関わる内容

2.2.1. 「公共」の科目構成と内容

「公共」の内容は、「A 公共の扉」、「B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」、「C 持続可能な社会づくりと主体となる私たち」という3つの大項目により構成される。

Aにおいて、BおよびCでの学習の基礎となる選択・判断の基準となる概念や理論、公共的な空間における基本的原理の理解が、次の3項目の順に学ぶことで涵養することが目指される。まず、「(1) 公共的な空間を作る私たち」において、個人の尊厳、他者との協働、多様な価値観の尊重の意義について理解し、公共的な空間を作り出す主体を探究する。次に、「(2) 公共的な空間における人間としての在り方生き方」において、「幸福、正義、公正など」に着目して、選択・判断の基準となる、行為の結果としての「幸福」や行為の動機としての「公正」などの義務といった概念や理論などを理解し、活用する。そして、「(3) 公共的な空間における基本的原理」において、「人間の尊厳と平等、個人の尊重、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務など」の基本的原理を取り上げ、理解する。つまり、ここでは「選択や判断の基準としての概念や理論、つまり、見方・考え方について、個人の尊厳・尊重や自主・自律、人間と社会の多様性と共通性、幸福、正義、公正、行為の結果としての幸福か動機としての公正の比較、民主主義や法の支配などを、意思決定や合意形成などの授業を展開することにより、資質・能力」¹⁴の育成が目指されている。

Bにおいて、Aで身に付けた選択・判断の基準となる概念や理論や公共的な空間における基本的原理などを活用して、「幸福、正義、公正など」に着目して、現実社会の諸課題に関わる主題について他者と協働して追究したり解決したりすることで、よりよい社会の形成に参画する法的主体、政治的主体、経済的主体、様々な情報の発信・受信主体として活動するための資質・能力の育成が目指される。取り上げる主題として、法に関しては「法や規範の意義及び役割」、「多様な契約及び消費者の権利と責任」、「司法参加の意義」が、政治に関しては「政治参加と公正な世論の形成、地方自治」、「国家主権、領土(領海、領空を含む)」、「我が国の安全保障と防衛」、「国際貢献を含む国際社会における我が国の役割」、経済に関しては「職業選択」、「雇用と労働問題」、「財政及び租税の役割、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化」、「市場経済の機能と限界」、「金融の動き」、「経済のグローバル化と相互依存関係の深まり(国際社会における貧困や格差の問題を含む。)」などが挙げられる。つまり、ここで求められているのは、「例えば法の学習に際して、法の条文を暗記するような学習ではなく、具体的な社会的課題を事例にし

り、そのため議論に参加さえできない者がいることを看過している。政治学における権力論(「権力の多次元性」)によれば、「公共的な空間」において「行使される権力」は必ずしも可視化されたもの(一次的権力)とは限らず、合意形成の俎上に載せないようにする非決定権力(二次元的権力)や人々に意識させないまま、認識・選好等を形成する権力(三次的権力)があるとされるが、指導要領にも権力論についての言及はなされていない。その上で、こうした多元的な権力行使に対して多面的・多角的に考察する力を身につけることも必要であるとする。

¹² 君塚「前掲論文」(注1)4頁。

¹³ 文科省『指導要領解説』35-79頁参照。

¹⁴ 中平一義「新科目『公共』とどう向き合うか」『上越教育大学研究紀要』39巻2号(2020)499頁。

て先の概念や理論を活用して解決していく学習により、法やルールの意義や役割などを把握させる学習¹⁵ということである。

最後に、Cにおいて、「公共」のまとめとして、AおよびBの学習で涵養してきた見方・考え方を総合的に働かせ、「幸福、正義、公正など」に着目して、持続可能な地域、国家・社会、国際社会づくりに向けて、現代の諸課題を見出し、それらを解決するために、事実に基づいて協働して探究することが求められる。その際、妥当性や効果、実現可能性などを指標にして論拠に基づいて自分の考えを説明、論述できるようにすることで、議論する力、社会的現象等を判断する力などの育成が目指されることになる。

2.2.2. 「公共」における法に関わる内容

『指導要領「公共」では「B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」において、特に、法に関わる事項が挙げられているが、それ以外にも法に関わる内容が見出される。『指導要領解説』の記載を一部抜粋しつつ、整理すると以下の表2のようになる（なお、憲法に関わる内容である平等、民主主義、国民主権、平和主義も含めることとした）。

表2 「公共」において法に関わる内容等

	項目	内容	『解説』で例示された主題等
2 A 公 共 の 空 間 に お け る 基 本 的 原 理	(3)	<p>ア 知識</p> <p>(7) 各人の意見や利害を公平・公正に調整することなどを通して、人間の尊厳と平等、協働の利益と社会の安定性の確保を共に図ることが、公共的な空間を作る上で必要であることについて理解すること</p> <p>(4) 人間の尊厳と平等、個人の尊重、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務など、公共的な空間における基本的原理について理解すること</p> <p>(3 内容の取扱い オ(㍑))</p> <p>指導のねらいを明確にした上で、日本国憲法との関わりに留意して指導すること</p> <p>「人間の尊厳と平等、個人の尊重」については、男女が共同して社会に参画することの重要性についても触れること</p> <p>イ 思考力、判断力、表現力等</p> <p>(7) 公共的な空間における基本的原理について、思考実験など概念的な枠組みを用いて考察する活動を通して、個人と社会との関わりにおいて多面的・多角的に考察し、表現すること</p>	<p>『解説』で例示された主題等</p> <p>・各人を尊厳ある主体として平等に取り扱うことと、各人の個性を尊重することがどのように関係するか、といった問い</p> <p>・間接差別や積極的差別是正措置（アファーマティブ・アクション）などに関する課題を取り上げ、どのような取扱いが不合理な差別に当たるか、人々が協働して社会に参画する上で、どのような障害があり、その是正のためにどのような取組が必要か、といった問い</p>
2 B 自 立 し た 主 体 と し て よ り よ い 社 会	主として法に関わる事項	<p>ア 知識</p> <p>(7) 法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、憲法の下、適正な手続きに則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通して、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解すること</p> <p>(3 内容の取扱い カ(㍑))</p> <p>法や道徳などの社会規範がそれぞれの役割を有していることや、法の役割の限界についても扱うこと</p> <p>「多様な契約及び消費者の権利と責任」については、私法に関する基本的な考え方についても扱うこと</p> <p>「司法参加の意義」については、裁判員制度に</p>	<p>法や規範の意義及び役割</p> <p>・法やルールを定める時には、どのようなことを考慮する必要があるか、どのような基準で法を評価すればよいか、法によって解決することが適切なものは、どのような問題かといった問い</p> <p>(生徒に身近な紛争状況や関心が高い現実社会の諸課題を取り上げ、それらを解決するためのルールづくり、状況の変化に応じたルールの改変など)</p> <p>多様な契約及び消費者の権利と責任</p> <p>・どのような場合に、契約が当事者の自由な合意とはいえないか、なぜ契約自由の原則には例外が存在するのか、どのような点に気を付けて消費活動を行えばよいのか、といった問い</p> <p>(多様な契約を巡る紛争から、契約の成立要件と有効要件、自由な意思決定に影響を与える社会的・経済的関係とその解決・処理方法の理解／契約自由の原則と例外、消費者契約と関連づけた消費者の権利と責任／</p>

¹⁵ 同上。

<p>の形成に参画する私たち</p>	<p>についても扱うこと</p>	<p>私的自治の原則と意思決定に伴う責任／未成年者取消権など) <u>司法参加の意義</u> ・何のために刑罰が科されるのか、なぜ予め犯罪と刑罰を法律で定めておく必要があるのか、なぜ検察審査会制度があるのか、裁判に国民が参加することにどのような意義があるのか、といった問い (模擬裁判などによる裁判や法律家の役割、適正手続、証拠や論拠に基づく公平・公正な判断の理解／国民による司法参加への責任の自覚の涵養など)</p>
<p>主として政治に関わる事項</p>	<p><u>ア 知識</u> (4) 政治参加と公正な世論の形成、地方自治、国家主権、領土(領海、領空を含む。)、我が国の安全保障と防衛、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、よりよい社会は、憲法の下、個人が議論に参加し、意見や利害の対立状況を調整して合意を形成することなどを通して築かれるものであることについて理解すること (3 内容の取扱い カ(ウ)) 「国家主権、領土(領海、領空を含む。)」及び「我が国の安全保障と防衛」については、国際法と関連させて取り扱うこと</p>	<p><u>政治参加と公正な世論の形成、地方自治</u> ・議会制民主主義を通して私たちの意思を反映させるにはどうしたらいいか、なぜ議会を通して意思決定を行う必要があるのか、情報化やグローバル化が進む中で公正な世論はどのように形成され得るか、なぜ人々は不正確な情報を信じたり発信したりしてしまうのか、なぜ政治に参加するのか、といった問い <u>国家主権、領土(領海、領空を含む。)</u> ・国家主権とは何か、国際法とはどのようなものか、なぜ領土問題は解決が困難なのか、国境を越えて人権を保障するにはどうすればよいか、といった問い <u>我が国の安全保障と防衛</u> ・国際連合憲章や日米安全保障条約などの条約や平和主義を掲げる日本国憲法の下、変化する国際情勢の中で、我が国の安全と平和を維持するための取組としてどのようなことが有効か、といった問い</p>
<p>主として経済に関わる事項</p>	<p><u>ア 知識</u> (9) 職業選択、雇用と労働問題、財政及び租税の役割、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、市場経済の機能と限界、金融の働き、経済のグローバル化と相互依存関係の深まり(国際社会における貧困や格差の問題を含む。)などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、公正かつ自由な経済活動を行うことを通して資源の効率的な配分が図られること、市場経済システムを機能させたり国民福祉の向上に寄与したりする役割を政府などが担っていること及びより活発な経済活動と個人の尊重を共に成り立たせることが必要であることについて理解すること (3 内容の取扱い カ(カ)) 「雇用と労働問題」については、仕事と生活の調和という観点から労働保護立法についても扱うこと</p>	<p><u>雇用と労働問題</u> ・使用者と労働者との間で結ぶ労働契約では、契約自由の原則に制約が加えられているのはなぜか、いわゆる日本的雇用慣行が崩れてきたのはなぜか、といった問い (労働基準法が定める労働条件の最低基準を満たさない労働契約は無効であることや多様な働き方に関わる労働関係法の改正など)</p>
<p>【大項目に共通する内容】 (内容の取扱い) (主題設定)の際、主題に関わる基本的人権の保障に関連付けて取り扱ったり、…するなどして、主題を追究したり解決したりできるようにすること ア 技能 (エ) 現実社会の諸課題に関わる諸資料から、自立した主体として活動するために必要な情報を適切かつ効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付けること (3 内容の取扱い カ(キ)) 情報に関する責任や、利便性及び安全性を多面的・多角的に考察していくことを通して、情報モラルを含む情報の妥当性や信頼性を踏まえた公正な判断力を身に付けること イ 思考力、判断力、表現力等 (7) 法、政治及び経済などの側面を関連させ、自立した主体として解決が求められる具体的な主題を設定し、合意形成や社会参画を視野に入れながら、その主題の解決に向けて事実を基に協働して考察したり構想したりしたことを、論拠をもって表現すること</p>		
<p>2C 持続可能な社会づくりの主体となる私たち</p>	<p><u>ア (思考力、判断力、表現力等/学びに向かう力、人間性等)</u> 地域の創造、よりよい国家・社会の構築及び平和で安定した国際社会の形成へ主体的に参画し、共に生きる社会を築くという観点から課題を見だし、その課題の解決に向けて事実を基に協働して考察、構想し、妥当性や効果、実現可能性などを指標にして、論拠を基に自分の考えを説明、論述すること (3 内容の取扱い キ(イ)) 課題の探究に当たっては、法、政治及び経済などの個々の制度にとどまらず、各領域を横断して総合的に探究できるよう指導すること</p>	

「公共」は「現代社会」の実践を継承するとされたように、「法や規範の意義及び役割」、「司法参加の意義(制度)」との関係で「裁判員制度」について取り上げること(ただし、「公共」では制度のみならず、司法に積極的に参画する責任が強調されている)、「人間の尊厳と平等」、「法の支配」、「自由・権利と責任・義務」など法に関わる基本的内容を理解し、考察することについては概ね共通している。では、「公共」における法に関わる内容は「現代社会」のそれと比較して¹⁶、どういった点で異なるのであろうか。

まず、「公共」に新たに追加された内容として、「現代社会」にはなかった「多様な契約及び消費者の権利と責任」や「適正な手続きに則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決すること」(『指導要領』2Bア(ア))といった契約等の私法に関する内容や民事の紛争解決制度への言及が挙げられる。また、「雇用と労働問題」との関係で、内容の取扱いでワークライフバランスという観点から労働関係法についての記述(『指導要領』3カ(カ))もみられる。このように、「公共」は、「市民同士の私法関係にも光をあて、多様な契約や消費者の権利と責任を理解し、憲法の下、適正な手続きに則り、各人の意見や利害の調整と紛争解決などを通して権利や自由が保障されていることを学んでいくことが重視されている」¹⁷といえる。

反対に、記載内容が削減・縮小されたと考えられる内容はどうかであろうか。「現代社会」では「個人の尊重と法の支配」が1つの項目(文部科学省『高等学校学習指導要領(平成21年3月)』2(2)ウ)として立てられ、そこで「個人の尊重」を基本的な価値として、「国民の権利の保障、法の支配と法や規範の意義及び役割、司法制度の在り方」を「日本国憲法と関連させながら」理解することとされていた。これに対し、「公共」では「人間の尊厳と平等、個人の尊重、民主主義、法の支配」が「公共的な空間における基本的原理」として並列的に扱われている(『指導要領』2A(3))などから、「個人の尊重」の位置づけが薄れていると考えられる¹⁸。また、これらの内容が「憲法」に言及のある項目(『指導要領』2Bア(ア)、(イ))とは別で扱われていることから、「公共」においては、「基本的原理」に対する教育と「憲法を扱う教育」との峻別が進行していると捉えることもできよう¹⁹。加えて、『指導要領解説』においても、「政治・経済」では言及のある「立憲主義」の用語が「公共」には出てこない点(あえて黙殺したような対応)について、「『公共』は、その科目名称の雰囲気とも相まって、主体的な主権者や市民という色彩の乏しい、国家や全体に従順な国民の創設を狙っているのではないか」との懸念も示されている²⁰。この他、「公民」には「平和」自体への言及はあるものの、日本国憲法との関係で取り上げられる「平和主義」への言及も見られない。このように、「現代社会」では、「個人の尊重原理を基礎として日本国憲法と関連させながら、基本的人権の保障に関する理解を深めることが求められて」いたのに対し、「公共」では、「基本的人権の大切さそのものを学ぶというより、個人の尊重や平等などの概念を用い、よりよい社会の形成につなげていくことに比重が置かれ」²¹していると捉えることができよう。

3. 「公共」における法教育

3.1. 法教育について

3.1.1. 法教育の目的

¹⁶ 比較には、文科省「学習指導要領比較対照表【公民】」

(http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afiedfile/2018/07/13/1407085_4.pdf)を参照した。

¹⁷ 和田徹也「新設科目『公共』と法教育—『公共』教材研究の資料として—」『福岡大学研究部論集 B:社会科学編』10号(2019)126頁。

¹⁸ 君塚「前掲論文」(注1)8頁。同旨の問題を提起するものとして、東京弁護士会「高等学校公民科新共通必修科目『公共』についての意見書」(2019年12月9日)(<https://www.toben.or.jp/message/pdf/191209ikensho.pdf>)4-5頁。

¹⁹ 栗田「前掲論文」(注3)14-15頁。ただし、内容の取扱い(3カ(エ))で日本国憲法への言及もあり、峻別がさらに進むのか、今後の動向を注視する必要がある。

²⁰ 君塚は、その理由の一つとして、「立憲主義の根本には、個人主義や人権尊重主義がある」が、『指導要領』における内容の取扱い(3カ(カ))において、個人主義と対決するような、「自立した主体となる個人を支える家族・家庭や地域などにあるコミュニティ」など「大家族を基本とする共同体主義、集団主義」を想起させる記述もみられることを挙げる。君塚「前掲論文」(注1)6-7頁。

²¹ 和田「前掲論文」(注17)126頁。

まず、現在の法教育がどういった経緯で提唱、推進されるようになったのかを概観しておく。従来の学校における法と司法に関する教育は憲法学習として行われ、条文や制度に関わる知識習得が中心であったが²²、これに対する批判として、目的と内容を異にする3つの潮流から法に関する新たな教育が主張されたとされる²³。1つ目は、1990年代前半から社会科教育研究者や教員によって研究・実践されてきたものであり、アメリカの法教育研究を参照し、法に基づき問題解決する市民の法的資質・能力を高めようとする教育を構想するものであった。2つ目は、1980年代からの日本司法書士会連合会、1990年代前半からの日本弁護士連合会（日弁連）といった法律専門家団体によって提案・推進されてきた司法教育であり、市民が人権と司法について知識を獲得することを目的としたものであった。3つ目は、司法制度改革の一環として提起された司法教育であり、2001年6月の司法制度改革審議会意見書で提起されたものである。これは、裁判員制度の導入をにらんで、司法に能動的に参加する国民の意識改革を目的とするものであった。司法制度改革の議論から急速に展開し、2003年に法務省内に法教育研究会がこれら3つの潮流を代表する者たちが合流する形で設置され、翌年には現在の法教育を方向づけた報告書²⁴が提出された。その後、同研究会は、2005年に「法教育推進協議会」となり、現在まで法教育推進のための具体的な施策が検討されている²⁵。

さて、法教育の目的はどのようなものと考えられるのか、その手懸りとして、法教育研究会の上記報告書における法教育の定義からみることにする。まず、①「法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解」すること、次に、②「法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考え」、「法的なものの考え方を身に付ける」こと、そして、③これらを通して「社会に参加することの重要性を意識付ける」こととされており、これらがその目的と考えられる。また、日弁連が考える法教育の目的もほぼ同様であり、①「『法の基礎にある価値や原則』に対する基本的な理解」、②「法的な考え方や法的参加の技能を身につけること」、③「『個人が尊重される自由で公正な社会』を構築しようとする態度・意欲を育てようとする」こととしている²⁶。これらからは、法律に関する具体的な知識の習得は主たる目的ではなく、社会参加等への意識・態度・意欲を涵養するための手段と捉えられているということが分かる。なお、これらの目的をアメリカの法教育（市民教育推進団体であるCenter for Civic Educationが定めた育成すべき「法的資質」）の目標である、①「立憲民主主義の基礎にある原理、価値、制度の理解を促進させること」（「理解」(Knowledge)）、②「若い人々が有能で責任ある市民になるために必要とされる技能を発達させること」（「技能」(Skills)）、③「公私の生活において意思決定をしたり、紛争を調停したりするときに、民主的な過程を用いていることの理解と意思を促進させること」（「信念」(Beliefs)）とそれぞれ同定しうるとする見解もある²⁷。日本の法教育の展開を考えれば、アメリカの法教育との共通性が見いだされることはある意味当然のこととも考えられる。

以上のことから、法教育の目的は、①法教育では法の基礎にある価値を理解すること、②法的なものの考え方・法を活用する技能を身に付けること、③これらを通して法意識を持って行動できる能力・資質を育成することと考えられる。本稿では、これらを便宜的に、①「法的知識」、②「法的技能」、③「法的信念」としておくことにする。ただし、「法的知識」を支える価値として何を重視し、また、どういった社会を理想

²² 例えば、齋藤一久「法教育における憲法教育と憲法学」『法学セミナー』55巻2号（2010）29頁。

²³ 北川善英「法教育の現状と法律学」『立命館法学』321・322号（2008）68-71頁、中平一義編著『法教育の理論と実践—自由で公正な社会の担い手のために』（現代人文社、2020）17頁〔中平一義〕。

²⁴ 法務省法教育研究会「報告書」（注5）。

²⁵ 法務省「法教育推進協議会」HP（http://www.moj.go.jp/shing1/kanbou_houkyo_kyougikai_index.html）参照。

²⁶ 日本弁護士連合会（日弁連）「弁護士白書 2010年版」（2010）

（https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/books/data/hakusyo_tokusyu2010_02.pdf）38頁。

²⁷ 中平「前掲書」（注23）18-20頁〔中平一義〕。この「法的資質」を法教育において育成すべき「法的リテラシー」と捉え、その内容を検討するものとして、北川善英・大坂誠「法教育と法的リテラシー」『横浜国立大学教育人間科学部紀要Ⅲ（社会科学）』10号（2008）29-43頁。その上で、この論稿では、基礎にある価値を憲法的価値と位置づけて、「法的知識」を「法的価値・原理を踏まえた上で、法的に問題を解決するためのプロセスをはじめとした法や法制度についても理解をすること」、「法的技能」を「法的価値・原理を理解した上で、法的に問題を解決するためのプロセスをはじめとして、法や法制度を効果的に活用し、問題を解決する能力」とし、「法的リテラシー」を法的知識と法的技能、それらを支える「（憲）法的原理や（憲）法的価値」が相互に結びついた能力であるとす。同上40-41頁。

とするのかによって、実際の授業において取り上げられる内容や育成すべき能力・資質自体は異なってくると考えられる²⁸。別稿に譲るが、法教育の目的については、こうした視点も考慮した上で、より詳細な検討が必要であるといえよう。

3.1.2. 法教育で取り上げる内容

これまで既に数多くの法教育に関する実践がなされており、様々な内容が取り上げられてきた。例えば、法教育研究会の報告書では、具体的な「法的知識」として、法の意義（ルールづくり）、契約自由の原則・私的自治の原則などの私法上の原則、個人の尊厳・法の支配などの憲法及び法の基本的価値、司法制度（紛争解決と刑事裁判）の4つを挙げる。これらを用いた法的なものの考え方（「法的技能」）としては、確かな根拠に基づく公正な判断、判断に対する説得的な理由づけと他者との議論による自己の判断の再構成、自己決定に対する責任、事実と争点の見極めと重視すべき基本的価値の明確化の4つを挙げる²⁹。また、日弁連は「法的知識」として、法や法制度の基礎にある価値や原則の理解、（その理解に必要な）法や法制度、法過程の理解の2つのみを挙げ、さらに、義務教育段階では、法の意義、憲法の意義（立憲主義の理解）と基本的な仕組み、私的自治（契約）の意味、責任などでよいとする。その上で、求められる「法的技能」としては、事実を正確に認識し、問題を多面的に分析する能力、自分の意見を明確に述べ、また他人の主張を公平に理解する能力、多様な意見を調整して合意を形成し、また公平な第三者として判断を行ったりする能力の3つを挙げる³⁰。

これらの内容については、一見すると価値中立的であるが、上述のように法の基礎にある価値や育成すべき能力・資質をどう捉えるかによって取り上げる内容自体も異なってくるものと考えられる。例えば、司法制度改革の影響を受けた法教育研究会の報告書のように、経済的な自由競争に関わり、司法制度に積極的に参加する国民の育成を目的とする場合、個人の尊厳や法の支配といった憲法的価値よりも、私法上の原則が重視され、これらに関わる内容として取り上げられることになる。これに対し、「法の基礎にある価値」を憲法的価値とし、「正義・衡平感覚」を身につけることを目的とする場合、価値認識に関わる側面が中心となり、法の適用に関わる司法の機能や私法上の原則などの取扱いが欠けることになりうる。また、法の意義や法的な知識について十分に取り上げることなく、他者と協力し、主体的に社会的課題に取り組む技能のみを重視することになれば、市民的能力の育成を目指すシティズンシップ教育となってしまう、法教育に固有の意義が失われてしまうことになる³¹。

そこで、これまでの法教育について、それらが重視する価値観（目標）等の違いから、「個人の尊厳や人権を深く受け止め、その理念に従って行動する個人の成長を促すこと（自由主義的目標）」、「民主主義的政治制度・社会に積極的に参加・貢献していく市民の成長を促すこと（民主主義的目標）」、「経済的な自由競争のルールを身につけ、グローバルな経済体制に参加していく個人の育成を目指すこと（新自由主義的目標）」、「グローバルな経済競争に対応すると同時に権威主義的な体制の維持に貢献する国民の育成を目指すこと（新自由主義的権威主義的目標）」の4つに分類できるとする見解がある³²。この見解によれば、「民主主義的目標からは憲法を中心に労働法や教育法、環境法、国際法等」が扱われ、「新自由主義的目標や新自由主義的権威主義的目標からは憲法、労働法、教育法等には否定的」だが、「例えば消費者法、金融法等については積極的」に取り上げられることになるとする。また、「憲法といっても民主主義的目標が参政権や社

²⁸ 法教育研究者の2008年から2013年までの主要な論稿について、法教育の（力点をおく）目的を検討したものとして、江澤和雄「わが国における法教育の現状と当面する課題」『レファレンス』64巻1号（2014）46-48頁。なお、江澤は、法教育について何を重視すべきか明らかになっておらず、共通認識を得るためにもさらなる議論が必要とする。同上48-49頁。

²⁹ 法務省法教育研究会「報告書」（注5）13-14,16-17頁。

³⁰ 日弁連「弁護士白書」（注26）38頁。

³¹ 法教育の固有の意義については、佐藤伸彦「『法教育』のモデル論およびその固有性—Don RoweのLaw-related Educationモデルから—」『社会システム研究』37号（2018）77-95頁参照。

³² 宿谷晃弘「法教育の体系的構想に関する予備的考察：我が国の従来の議論の振り返りと近時の議論からの示唆」『学校教育学研究論集』41号（2020）106-107頁。なお、宿谷はこの4つに加えて、佐藤の法教育の固有性の意義に関する議論から、多元化する社会において一定の社会的結束のための行為規範（共通基盤）としての機能を果たす法の役割を軸において市民の育成を目指すこと（多元主義的目標）があるとする。同上。

会権等を中心に据えるのに対して、自由主義的目標は自由権を中心に据えること」になるとする。もちろん、これまで実践されてきた法教育がこれらの価値観(目標)を明示に掲げているわけではないが、いかなる価値観に重きをおくかによって授業内容が少なからず影響を受けるとはいえよう。

ところで、「法の基礎にある価値」や「法的なものの考え方」などは、「教育を受ける者が属している社会が、どのような法文化と親和的な社会であるのかに密接に」関わるものである。また、法的な主体として社会に参画する意識を涵養するためには、その社会において独立した司法機関が存在しているといった制度的な条件だけでなく、「法制度を尊重し、自ら日常の紛争解決に法を利用していこうという発想や態度が一般の人々の中にも共有されているという文化的条件が必要」であると考えられる³³。この点に関して、法教育は、日本社会が、社会の変化や国際化の進展に伴って生じる紛争を「法に基づいて公正に解決する」こと、そのために国民が「法や司法を利用するだけでなく」、「参加することが求められる」「法化社会」となってきたことを受けて構想されたものとされる³⁴。しかしながら、日本の「法化」状況はアメリカなどは異なり、人々の法意識・法行動に近代西欧法をモデルとする普遍的な法が十分に浸透しておらず、一方で「法的なもの」を原理的に拒否し、自主的な私的取り決めや合意で問題を処理しようとし、他方で行政機構の拡大に伴って紛争を裁判外紛争処理などで対処しようとする傾向がみられるとする³⁵。こうした理解が正しいとすれば、日本社会では、法教育の内容は従来の法化社会を前提としたものに対して、法の意義や制度を理解し、それを活用しようとする意識の涵養といった法化社会へと促すものが求められることになる³⁶。こうしたことにも留意して法教育で取り上げる内容を考える必要がある。

3.2. 「公共」における法教育のあり方と課題

今回の『指導要領』の改訂において明確にされた育成を目指す資質・能力の3つの柱である「知識及び技能」は「法的知識」と「法的技能」, 「思考力, 判断力, 表現力等」は「法的技能」, 「学びに向かう力, 人間性等」は「法的信念」にそれぞれ適合するものと考えられる。このことから「公共」は(同一の方針で改定された「政治・経済」とともに)法教育とより親和的になったものといえよう。

では、「公共」の内容から法教育のあり方と課題についてもう少し考えることにする(表2参照)。まず、「公共」における見方・考え方の基礎となる概念的な枠組みとして「参照」される「幸福, 正義, 公正」³⁷と「公共の空間における基本的原理」に挙げられる「人間の尊厳と平等」, 「個人の尊重」, 「法の支配」, 「自由・権利と責任・義務」が現代の諸課題を法の観点から解決するための価値や理論ということになる。これらの理解を踏まえた上で、①「法や規範の意義及び役割」として、「公法と私法」, 「法の諸機能(社会統制機能, 活動促進機能, 紛争解決機能など)」, 「法の一般性・明確性」, 「法の限界(道徳との関係)」など、②「多様な契約及び消費者の権利と責任」として、「契約の成立要件・有効要件」, 「契約自由の原則と例外」, 「私的自治の原則」, 「消費者基本法・消費者契約法と消費者の権利・責任」など、③「司法参加の意義」として、「公正な裁判」, 「司法権の独立」, 「裁判員制度・国民の司法参加」, 「刑罰論」, 「罪刑法定主義」, 「適正手続」などが主たる「法的知識」として挙げられる³⁸。このほか、「雇用と労働問題」と関

³³ 山田八千子「法教育の基礎・コンテンツ」『法律時報』92巻1号(2020)59-60頁。

³⁴ 佐藤伸彦「法教育に対する「法化」論の射程—裁判員教育との関係について—」『社会システム研究』34号(2017)44-45頁, 櫻澤秀木「『法教育』は可能か—「法化」論の観点から—」『法社会学』71号(2009)91頁。

³⁵ 佐藤「前掲論文」(注34)48頁, 櫻澤「前掲論文」(注34)92頁。これらの論稿はともに田中成明が提唱した「法の三類型モデル」(例えば, 田中成明『法理学講義』(有斐閣, 1994)81-107頁参照)に依拠して, 日本の「法化」状況を分析する。

³⁶ 佐藤「前掲論文」(注34)52-53頁。

³⁷ なお、「現代社会」では「理解」すべき事項として, これらの概念についての説明がある。文部科学省『高等学校学習指導要領解説 公民編(平成21年12月(平成26年1月一部改訂))』(教育出版, 2010)8-9頁。また, これらの概念を憲法と関連づけて, 「幸福」を(憲法13条に規定される「幸福追求権」と結びつけ)「善く生きる」, 「正義」を互いの幸福の追求が対立・衝突する際の判断基準(「公共の福祉」)とし, 「公正」を「個人の尊重, あるいは公正な配慮」として捉えて説明しようとするものとして, 土井真一「高等学校『現代社会』における法教育—「幸福」「正義」「公正」を考える—」『自由と正義』62巻3号(2011年)45-46頁。

³⁸ 文科省『指導要領解説』57-60頁。

わる「労働契約・労働関係法」や「国家主権、領土」と関わる「国際法³⁹・国際人権保障」など⁴⁰も現代の諸課題を法的な観点から考える「法的知識」となる。こうした「法的知識」を活用して自ら設定した課題を解決するために、「情報を収集・分析し、まとめる」こと、「協働して考察、構想」すること、「論理的に表現する」ことが「法的技能」となる。その上で、「よりよい国家・社会の形成に主体的に参画」し、「課題解決に向けて」「協働して考察、構想」し、「妥当性・実現可能性」のある考えを「論理的に説明、論述」できるような態度や意思を育成することが「法的信念」ということになる。

「法的知識」の対象は非常に広範であるが、法教育において求められるのは法の基礎にある価値を活用して課題を考える能力の涵養であることから、詳細な内容の教授は不要である。例えば、①については、身近な「ルール」づくり、③については模擬裁判の実施といったように、法の基礎にある価値を理解し、活用することで複数の内容を学ぶことができる教材など利用が有用であろう。また、高校生が実社会生活の中でトラブルに巻き込まれないための法の知識、例えば、労働契約や労働関係法（の一部）や消費者契約法などは、むしろ法教育の対象として議論などするものではなく、むしろ「実践的な法学素養」として学ぶべきものいえる⁴¹。このように、「公共」で取り上げられる内容を分類し、日本の「法化」状況をも考慮して、それぞれについて学ぶ方法を検討することが求められよう。

これに対して、「公共」における法教育を実践するに当たって、いくつか課題と考えられることがある。

まず、「公共」の基礎的な概念枠組みである「幸福、正義、公正」は、一般に、法（ルール）の制定・改廃や司法等における判断・決定の基準になりうるものであり、例えば、手続・機会の公正さは、法における手続的正義（民主主義的要請、少数者配慮の要請）、結果の公正さは、法の実体的正義（手段の相当性・内容の明確性・相対的平等（法の下での平等））といった概念に結びつくものであると考えられる⁴²。しかし、『指導要領』の中では単に「参照」すべきものとされ、「法」との関係で具体的に何を意味するのか、また、これらの相互関係（例えば、ロールズの「公正としての正義」のように、正義と公正は並列して記載できるものか）も不明である。もちろん、これらの概念自体が確定的なものではなく、その内容は絶えず問い直されるものであり、一義的に理解することはできない。ただし、これら3つの概念が並列されることで、相互に対立関係にあるものと捉えられる危険性がある（例えば、個人が「幸福」は追求することは重要だが、「正義」や「公正」の観点から制限されなければならないなど）。これらの概念の内容について、ある程度明確にできなければ、たとえ他者と協働して議論したとしても合意形成などに至ることはできない。

また、上述したように「公共」では日本国憲法との関連性が薄くなっている点も課題であろう。中学校の公民的分野において、日本国憲法の内容（「個人の尊厳と両性の本質的平等」、「基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義」）について学ぶ機会があるが、これによって十分に理解し、その理念を活用できるという理解であろうか。「公共」において、「公共の空間における基本的原理」とされている「人間の尊厳と平等」、「個人の尊重」、「法の支配」⁴³などは法・法制度の基礎となる価値・理念であり、日本国憲法に関わるもの

³⁹ 国際法を用いた教育実践として、例えば、渥美利文「高校生が法を通じて現代社会を主体的に考える授業—『法教育10年』の課題を踏まえて—」日本社会科教育学会『社会科教育研究』114号（2011）15-19頁、阿部哲久『「対立をこえる力」の育成をめざした新科目『公共』の授業モデル開発—『直観』に着目した授業構成の検討、国際法を題材として—』『広島大附中・高中等教育研究紀要』65号（2019）21-36頁などがあるものの、政治的な合意形成に関わる内容となっている。高校生（のみならず一般の人々）にとって国際法は縁遠いものであり、それを考察・判断の手掛かりとする法教育はなお一層難しいものと考えられる。この状況はアメリカにおいても同様のものである。アメリカ国際法学会HP内のHigh School Curriculum(<https://www.asil.org/resources/high-school-curriculum>)の冒頭に「高校では国際法および人権法がますますその余地を失い、ほとんど言及されていない」との記述がある。

⁴⁰ 文科省『指導要領解説』63、68-69頁。

⁴¹ 山田「前掲論文」（注33）62頁、君塚「前掲論文」（注1）10頁。

⁴² 江藤祥平「憲法：個人として、そして国民として在ること」『法律時報』92巻1号（2020）38-41頁。

⁴³ 法の支配は、一般的には、「専断的な国家権力の支配（人の支配）を排斥し、権力で法を拘束することによって、国民の権利・自由を擁護すること」であり、憲法によって「個人の権利・自由を確保するために国家権力を制限する」という立憲主義と密接に関係するものである。また、その内容としては、①憲法の最高法規性の観念、②権力によって侵されない個人の人権、③法の内容・手続の構成を要求する適正手続、④権力の恣意的行使をコントロールする裁判所の役割に対する尊重、などだと考えられている。芦部信喜・高橋和之（補訂）『日本国憲法（第7版）』（岩波書店、2019）13-14頁。しかし、文科省『指導要領解説』では、「法の支配が、暴力等によ

である。これに関わり、「現代社会」においても言及のあった「自由・権利と責任・義務」⁴⁴の内容についても若干疑問が残る。確かに、契約などの私法的関係においては「権利」と「義務」は対になる概念であるが、憲法上の「自由・権利」は必ずしも個人の「責任」を伴うものではない。このことからすれば、『指導要領解説』における「自由・権利と責任・義務は切り離すことのできない関係にある」⁴⁵との記載は憲法からの乖離ともとれる。日本国憲法下の公教育では憲法的価値を教育することが規範として要請されているとの考え方もあることからすれば⁴⁶、「公共」においても「法的知識」を学ぶ際の「留意」事項としてではなく、日本国憲法それ自体を取り上げて学ぶべきではないだろうか。ただし、内容が特定の憲法解釈となり、教員によるインドクトリネーション（教化）にならないよう留意する必要がある。

次に、「法的技能」は、上述のように「情報を収集・分析し、まとめる」こと、「協働して考察、構想」すること、「論理的に表現する」といったテンプレ的な記述のみであり、具体的な内容は乏しく、どういったことができれば技能が涵養されたといえるのかが不明である。法的なもの考え方としては、例えば、課題解決に当たって選んだ基準が、「目の前にある個別事例に留まらず、同種の他の事例にも当てはまる」ような判断を下せることであるとされる。その際、当該判断による解決が正しいか否かは、「等しいものは等しく扱うという正義準則の適用、正当化根拠の整合性・一貫性の具備、あるいは法の基本的な価値との明らかな抵触の不存在等」のみならず、「個別事例を超えた一般的な適用可能性を備えているか」が重要であるとされる⁴⁷。すなわち、『指導要領』の「技能」や「思考力、判断力、表現力等」は「法的技能」を涵養する（可能性のある）1つの方法を記載したに過ぎない。また、「協働して」議論等を行うことは、法の基礎にある価値から現在の法や制度の課題を見出し、批判的に解決するという、法教育で求められている能力の涵養に必ずしも結びつかないとされる。というのも、学校で行われる法教育は参照すべき資料等が（限定的に）子どもたちに与えられ、法教育を行う教員（や連携する法律専門家）がその対象となる課題について現在の法的な価値を前提とする場合、子どもたちは現行の法や制度の利点に着目した議論を行い、むしろ法を無批判に受容する規範教育に陥る危険性があるとされる⁴⁸。また、日本の「法化」状況を考えれば、議論によって多数派に迎合するような傾向があるとも考えられるからである。さらに、こうしたことが苦手な（できない）子どもや日本語指導が必要な子ども（外国につながる子どもなど）が存在していることにも留意する必要がある。こうした点も踏まえつつ、法教育において「法的技能」を涵養する方法について検討していく必要がある。

「公共」における法教育について簡単に見てきたが、課題で提示したいくつかの点について若干の懸念は残るものの、同様に法の問題を扱う「政治・経済」がこれまで「知識」重視の科目であり、今後もその傾向が続くと考えられることからすれば、「『公共』は法教育をベースにした新科目」ということができるのかもしれない⁴⁹。

結語

る恣意的支配を排除し、適正な手続きによる合理的な議論に基づく統治を目指すものであり、政府を含めて全てのものを等しく法に服させることにより、各人の自由と平等を確保しようとするものであること」（48頁）とされており、「権力」についての言及がみられず、また、「法」の概念が「全てのものを」服さしめるものとなっている。

⁴⁴ 法教育において、権利と義務、自由と責任を過度に協調することは、法律学における「人間像」を旧来の明示的・黙示的に前提とされてきた「合理的で自律的な主体像」、あるいは、「自己決定と自己責任を担うことができる法主体像」で捉え、「自律的主体性を欠く（と考える）者」（＝要保護者）に「被害者」や「弱者」というレッテルを貼り、権利や自由を認めないという考え方に繋がりをうる可能性がある。すなわち、法学者や法実務家など、法を適用・解釈する側の人間を「権利主体」（＝「善玉」）とし、法によって保護される側の人間を「要保護主体」（＝「悪玉」）とみなす、いわゆる「善玉悪玉思考」を促す危険性を孕んでいると考えられる。山本顯治「法主体のゆくえ」『法社会学』第64号（2006）4-5頁参照。

⁴⁵ 文科省『指導要領解説』48頁。

⁴⁶ 植野妙実子「憲法価値と公教育」日本教育法学会編『教育法の現代的争点』（法律文化社、2014）30-31頁、内野正幸「教育権から教育を受ける権利へ」『ジュリスト』1222号（2002）105頁。

⁴⁷ 山田「前掲論文」（注33）61-62頁。

⁴⁸ 関良徳「法教育と法批判—解釈法社会学による法批判教育の再構築」『法社会学』75号（2011）92頁。

⁴⁹ 君塚「前掲論文」（注1）10頁。

本稿は、『指導要領解説』を中心に分析したものであり、「公共」における法教育のあり方についての予備的な考察に過ぎない。本年度より使用されているいくつかの教科書をみると、これまでの「現代社会」の教科書には見られなかった法に関する記載があり、また、子どもたちがこれまで習得してきた知識に基づき、現実社会の様々な課題を主体的・対話的に学ぶための多様な仕掛けがなされていた。また、本稿で指摘した日本国憲法に関する記載の縮減について、問題視するようなことは全くなく、憲法的価値も的確に記載されていた。こうした教科書の記載内容の分析やこれまでの（「公共」に即した新たな）法教育教材⁵⁰や授業実践についての検討は、今後の課題としたい。

最後に、法教育を実践し、内容を充実したものにしていくために、2点だけ付言しておきたい。

1つは、学校現場ではその重要性を認識しているにもかかわらず、法教育は「十分な時間を取る余裕がない」ことや「（法律専門家）などの外部人材との連携の難しさ」などの理由からほとんど実施されていないのが現状をどう改善するかである⁵¹。これについては、昨今、特に問題となっている教員の働き方改革を進めるとともに、法律専門家との連携・協働体制を構築していく必要がある。

もう1つは、法教育を実践する教員や将来教員になる学生には、法的資質・能力、特に、法の基礎にある価値に基づいて批判的に検討する能力が求められており、それをどう身に付けていくかである。法教育は子どもたちが課題について考察し、他者と議論等を行うことを通して、法の基礎にある自由や正義・公正といった価値を理解し、それに基づいて新たな課題に対する探究を行う学びである。授業を実践する教員がこうした認識を持っていなければ、（そこで提示される資料等を通じて）「権力的に不公正に」自由や正義・公正を教えるという逆説的状况が生じることになる。すなわち、法教育は教育する者と教育を受ける者という二分法では成り立ちえないものだからである⁵²。そのためにも、教員や将来教員になる学生が法教育に対する高い意識を持ち、法的な批判能力を涵養できる教育プログラムの開発を検討する必要がある。

[本研究は JSPS 科研費 22K02205 の助成を受けたものである。]

⁵⁰ 例えば、法務省法教育推進協議会「未来を切り開く法教育—自由で公正な社会のために—」（2019年3月5日）。

⁵¹ 例えば、法務省「中学校における法教育の実践状況に関する調査（調査研究報告書）」（2022年3月）、法務省「高等学校等（普通科）における法教育の実践状況に関する調査研究（報告書）」（2015年2月）参照。

⁵² 樫沢「前掲論文」（注34）99頁。

